

地域密着型通所介護の創設に係る条例の
制定について（報告）

保健福祉部法人指導課

1 制定の趣旨・理由

平成26年6月の介護保険法の改正により、平成28年4月1日から定員が18人以下の通所介護（デイサービス）は、地域密着型通所介護に移行しました。

これに伴い、国が定める基準省令に基づき、条例で地域密着型通所介護に関する基準を定める必要があったため、平成28年第1回定例会（平成28年3月）で、次の4つの条例を改正する条例を制定し、平成28年4月1日から施行したものです。

- (1) 柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例
- (2) 柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例
- (3) 柏市指定地域密着型介護予防サービス事業人員等基準等条例
- (4) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

【地域密着型サービスとは】

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるように支援するサービスです。認知症高齢者のためのグループホームやデイサービスのほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護などがあります。市が事業者の指定権限を持ち、利用者は、原則、柏市民に限定されます。

2 主な改正内容

(1) 柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例

定員が9人以下とされている「指定療養通所介護サービス」関連の条文を削除し、柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例に追加しました。

(2) 柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例

ア 定員が18人以下の通所介護サービスと療養通所介護サービス関連の条文を追加しました。

イ 柏市の独自基準（国の基準省令と異なる柏市独自の基準）を指定地域密着型サービスへの移行後も設定しました。

① 事業者の役員及び管理者から暴力団員等を排除

② 提供した具体的なサービスの内容等の記録及び従業者の勤務の記録を5年保存

ウ 国の基準省令により定員が18人以下の通所介護サービス、療養通所介護サービス及び認知症対応型通所サービスに「運営推進会議」の設置義務が追加されたことに伴い、関連の条文を追加しました。

(3) 柏市指定地域密着型介護予防サービス事業人員等基準等条例

国の基準省令により介護予防認知症対応型通所サービスに「運営推進会議」の設置義務が追加されたことに伴い、関連の条文を追加しました。

【移行のイメージ・条文の削除と追加】

	従前	平成28年4月1日～
指定居宅サービス条例	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護関連条文 ・療養通所介護関連条文 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護関連条文（定員19人以上） ・療養通所介護関連条文(削除)
指定地域密着型サービス条例		<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護関連条文（定員18人以下）(追加) ・療養通所介護関連条文(追加) ・運営推進会議関連条文(追加)
指定地域密着型介護予防サービス条例		<ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議関連条文(追加)

※療養通所介護：通所介護の一種で、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の方でサービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な方を対象者とする、定員9人以下のサービスです。

現時点で、柏市内に事業所はありません。

【運営推進会議とは】

利用者，利用者の家族，地域住民の代表，市の職員又は地域包括支援センターの職員等で構成され，おおむね6月に1回以上開催する会議です。事業者は，活動状況を報告し，評価を受けるとともに要望や助言等を聞くこととなります。

(4) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年柏市条例第7号）

国の基準省令の改正に伴い，介護予防通所介護と総合事業の第1号通所事業を一体的に実施する場合の人員設備基準の経過措置について，読替え部分の用語等の整理を行いました。

3 改正の影響等

(1) 地域密着型通所介護事業所数

平成28年4月1日現在の柏市内の地域密着型通所介護事業所数は，69事業所です。

改正前（3月1日現在）	改正後（4月1日現在）	
通所介護事業所 117事業所 (通所介護事業所	47事業所
	地域密着型通所介護事業所	69事業所
	廃止事業所	1事業所

(2) 利用者への影響

通所介護は全国の被保険者が利用可能ですが，地域密着型通所介護は，原則，柏市の被保険者のみが利用可能となります。ただし，平成28年3月末時点で事業所と利用契約がある被保険者は，事業所が地域密着型通所介護に移行した後も，引き続き当該事業所を利用することが可能となる経過措置が設けられています。